

教職員各位

## 子の看護休暇の取得要件の追加について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、法令に基づき北海道内の公立小中学校を臨時に休業する取扱いがなされたことを踏まえて、子の養育を行う職員の仕事と生活の調和の観点から、当分の間、子の看護休暇の取得要件に、下記の要件を加えることとします。

### 1. 追加する取得要件

次に掲げる子を養育する職員であって、当該子の世話をを行うことのため、勤務しないことが相当であると認められる場合

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、幼稚園及び小学校（特別支援学校の幼稚部、小学部、**中学部及び高等部**を含む。以下「学校」という。）の設置者が、臨時に学校の全部又は一部の休業を行った学校に就学している子を養育する職員
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、認可保育所、保育所型認定こども園、各地方裁量型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）の設置者が、臨時に保育所等の全部又は一部の休業を行った保育所等に入所している子を養育する職員

### 2. 付与日数

現行の「1の年において5日（その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間」とは別に、上記1.の要件により勤務しないことが相当であると認められる期間取得することができる。

### 3. 対象となる職員

すべての職員

### 4. 届出の方法

#### （1）休暇簿を使用している職員

「病気休暇・特別休暇簿」を使用し申請手続きを行うこと。なお、理由欄に「子の看護休暇」、備考欄に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため〇〇が臨時休業したため」と記載すること。

#### （2）就業管理システムを使用している職員

休暇・休業申請の申請区分「その他の特別休暇（終日・有給）」又は「その他の特別休暇（時間・有給）」を使用し、申請事由等には「子の看護休暇（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため〇〇が臨時休業したため）」と記入すること。

### 5. 本取扱いの適用日

令和2年2月27日